

四日市市教委告示第2号

四日市市文化財保護条例（平成5年四日市市条例第17号）第23条第7項の規定により、次のものについて保持団体の認定を解除し、四日市市指定無形文化財の指定を解除するので、同条の規定に基づき告示する。

令和3年1月13日

四日市市教育長 葛西 文雄

指定種別	四日市市指定無形文化財
指定を解除する文化財	四日市萬古焼
指定年月日	平成5年8月3日
文化財の所在地	四日市市京町2番13号
保持団体認定を解除する団体	四日市萬古焼伝統技術保存会
指定解除の理由	保持団体が解散したため (教育委員会 社会教育・文化財課)